

令和 8 年瀬戸市議会 9 月定例会提出予定議案等の概要

1 条例及び単行議案関係

第 5 5 号議案	瀬戸市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について
担当課・係名	情報政策課 システム管理係
1 条例改正の理由	デジタル庁が「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき整備を進めている「法人ベース・レジストリ」は、法人の名称、所在地等法人の情報に関し、制度を横断して多数の手続で参照されるデータからなるもので、現在、商業法人登記情報が記録されており、行政機関等がオンラインでアクセスすることができる。 このデータベース等を活用し、申請時における負担軽減を図るに当たり、条例中所要の事項を整備するため。
2 条例改正の概要	(1) 主な内容 条例等で添付を必要としている登記事項証明書等の書類について、電子情報処理組織を利用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、申請時に書類の添付を要しないこととすることができるよう規定するもの。 (2) 施行期日 公布の日
3 条例改正に係る根拠法令	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 1 号）第 1 1 条
4 条例改正に伴う影響、効果等	証明書を用意するための手数料や手間の削減が可能となり、申請者の負担軽減につながる。

第 5 6 号 議 案	瀬戸市デジタルリサーチパークセンター条例の廃止について
担 当 課 ・ 係 名	情報政策課 D X 推進係
1 条 例 廃 止 の 理 由	瀬戸市デジタルリサーチパークセンターは、本市の高度情報化の推進及び情報通信技術の振興を図るために設置し、23年間運用してきたが、近年の情報機器や通信技術の進化により、本来の施設目的が薄れ、これまで通りの運用を継続することが難しい状況となっている。また、人件費や物価の上昇により、管理・運営や施設更新の費用が増大することが予想され、指定管理期間が満了する今年度をもって本施設を廃止することとしたため。
2 条 例 廃 止 の 概 要	(1) 主 な 内 容 令和9年3月31日をもって瀬戸市デジタルリサーチパークセンターを廃止することとし、本条例を廃止するもの。 (2) 施 行 期 日 等 施行期日を令和9年4月1日とし、所要の経過措置を設ける。
3 条 例 廃 止 に 係 る 根 拠 法 令	地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2
4 条 例 廃 止 に 伴 う 影 響 、 効 果 等	施設の廃止は事業見直しの一つであり、市民ニーズ・社会情勢に応じた新たな取組や公共施設の大規模修繕・施設更新など、持続可能な自治体運営を推進する。

第 5 7 号議案	瀬戸市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び瀬戸市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正について		
担当課・係名	行政課 事務管理係		
1 条例改正の理由			
公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）に規定する公営単価について、最近における物価の変動等に鑑み、その額の見直しが行われた。			
同政令の一部改正を考慮し、選挙運動用ポスター及びビラの作成の公営に要する経費を改定するに当たり、条例中所要の事項を改正するため。			
2 条例改正の概要			
(1) 主な内容			
ア 選挙運動用のポスターの作成の公営に要する経費の限度額を引き上げるもの。			
選挙運動用ポスター		改正後	改正前
選挙運動用ポスター作成単価（1枚当たり）		586 円 88 銭	541 円 31 銭
イ 選挙運動用のビラの作成の公営に要する経費の限度額を引き上げるもの。			
選挙運動用ビラ		改正後	改正前
選挙運動用ビラ作成単価（1枚当たり）		8 円 38 銭	7 円 73 銭
(2) 施行期日等			
施行期日を公布の日とし、所要の経過措置を設ける。			
3 条例改正に係る根拠法令			
公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 2 0 0 号）			
4 条例改正に伴う影響、効果等			
公営費負担を国政選挙と同額とすることで、適正な選挙公営制度となる。			

第 5 8 号 議 案	瀬戸市「財政事情」の作成及び公表に関する条例の一部改正について
担当課・係名	財政課 財政係
1	条例改正の理由 地方公共団体の業務の簡素化、効率化等を目的として、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 8 年法律第 2 7 号）が公布された。 同法律による改正後の地方自治法の施行に伴い、条例中所需の事項を改正するため。
2	条例改正の概要 (1) 主な内容 「財政事情」の作成及び公表の回数を「毎年 2 回」から「毎会計年度 1 回」に改める。 (2) 施行期日 令和 9 年 4 月 1 日
3	条例改正に係る根拠法令 (1) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 8 年法律第 2 7 号）第 2 条 (2) 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 1 項
4	条例改正に伴う影響、効果等 「財政事情」の公表のほか、予算・決算の要領、健全化判断比率の公表等により、市民への周知を実施しており、財政に関する公表事務を合理化することができる。

第 5 9 号議案	瀬戸市職員の給与に関する条例の一部改正について		
担当課・係名	人事課 人事給与係		
1 条例改正の理由			
人事院規則 9－30（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則の施行に伴い、条例中所要の事項を改正するため。			
2 条例改正の概要			
(1) 主な内容			
特殊勤務手当のうち、災害応急作業等手当の日額を次のとおり改める。			
	改正後	改正前	
大規模災害の場合	1, 440円／日	1, 080円／日	
大規模災害であって立入禁止区域等において活動する場合	2, 880円／日	2, 160円／日	
(2) 施行期日等			
施行期日を公布の日とし、令和8年4月1日から適用する。			
3 条例改正に係る根拠法令			
人事院規則 9－30（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則（令和8年人事院規則 9－30－113）			
4 条例改正に伴う影響、効果等			
災害応急作業等手当の日額が、360円（大規模災害であって立入禁止区域等において活動する場合は720円）増額となる。			

第 6 0 号議案	瀬戸市旅費条例の一部改正について
担当課・係名	人事課 人事給与係
1	条例改正の理由 国家公務員等の旅費支給規程（昭和 2 5 年大蔵省令第 4 5 号）に規定する宿泊費基準額については、令和 7 年度に実施した実勢価格等の調査結果を踏まえた改正が行われている。 同省令の一部改正を考慮し、条例中所需の事項を改正するため。
2	条例改正の概要 (1) 主な内容 条例別表に掲げる宿泊費基準額について、国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令に準じ、額を改定するもの。 (2) 施行期日等 施行期日を令和 8 年 1 1 月 1 日とし、所需の経過措置を設ける。
3	条例改正に係る根拠法令 国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令（令和 8 年財務省令第 3 号）
4	条例改正に伴う影響、効果等 改正後の国家公務員等の旅費支給規程に規定する宿泊費基準額と同額にすることで、経済社会情勢の変化に対応できる。

第 6 1 号議案	瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時特例の一部を改正する条例及び瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時特例等の一部を改正する条例の一部改正について
担当課・係名	人事課 人事給与係
1 条例改正の理由	地方公務員等共済組合法（昭和 3 7 年法律第 1 5 2 号）が施行された昭和 3 7 年 1 2 月 1 日前に退職した職員の遺族に対し、瀬戸市職員の退職年金等に関する条例により遺族年金の支給をしている。 支給の基となる恩給年額は国民年金の改定率により改定され、恩給法（大正 1 2 年法律第 4 8 号）による恩給改定率の改定等に関する政令の一部改正が令和 8 年 4 月 1 日から施行されたことにより、恩給改定率等が改められ、遺族年金の最低保障額等が引き上げられたことから、条例中所要の事項を改正するため。
2 条例改正の概要	(1) 主な内容 令和 8 年度における恩給改定率が 1 . 0 4 7 から 1 . 0 6 7 に引き上げられたことから、遺族年金の最低保障額（年額）を「8 2 9 , 2 0 0 円」から「8 4 5 , 1 0 0 円」に改める。 (2) 施行期日等 その他所要の事項を改正し、施行期日を公布の日（令和 8 年 4 月 1 日から適用）とし、所要の経過措置を設ける。
3 条例改正に係る根拠法令等	恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令及び恩給法等の一部を改正する法律附則第 1 4 条の 2 第 1 項の年金たる給付等を定める政令の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 7 6 号）
4 条例改正に伴う影響、効果等	現在支給している遺族年金の最低保障額が、1 5 , 9 0 0 円増額となる。

第 6 2 号議案	瀬戸市消防団条例の一部改正について
担当課・係名	消防総務課 庶務係
1	条例改正の理由 近年、本市の消防団員は被雇用者の割合が高く、平日昼間帯が手薄になっている。また、若年層の確保に苦慮し、高齢化が進んでいる。 消防団への若年層の入団促進を図るに当たり、条例中所要の事項を改正するため。
2	条例改正の概要 (1) 主な内容 団員の資格要件「本市に居住し、又は勤務する者」に「本市に通学する者」を加える。 (2) 施行期日 公布の日
3	条例改正に係る根拠法令 消防組織法（昭和 2 2 年法律第 2 2 6 号）第 2 3 条第 1 項
4	条例改正に伴う影響、効果等 市内学校に通う学生の入団促進を図ることで、災害対応力の維持が期待される。

第 6 3 号議案	瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正について
担当課・係名	保育課 保育係
1 条例改正の理由	学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 6 9 号）、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 2 9 号）及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和 8 年内閣府令第 1 0 号）の施行に伴い、条例中所要の事項を改正するため。
2 条例改正の概要	(1) 主な内容 ア 満 3 歳以上限定小規模保育事業が創設され、満 3 歳以上限定小規模保育事業に関する基準の整備等を行うもの。 イ 家庭的保育事業者等に、従事者による児童対象性暴力等を防止する措置等の実施を義務付けるもの。 ウ 小規模事業所 A 型等において、理学療法士等を 1 人に限り保育士とみなすことができ、当該理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模事業所 A 型等の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならないとするもの。 (2) 施行期日等 施行期日を公布の日の翌日、公布の日及び令和 8 年 1 2 月 2 5 日とする。
3 条例改正に係る根拠法令	(1) 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 6 9 号） (2) 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 2 9 号） (3) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和 8 年内閣府令第 1 0 号）
4 条例改正に伴う影響、効果等 〈2 (1)イについて〉	家庭的保育事業等における児童対象性暴力等の防止に必要な措置等を義務付けることで、利用乳幼児の安全確保及び適切な保護を図ることができる。

第 6 4 号 議 案	瀬戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
担当課・係名	保育課 保育係
1 条例改正の理由	学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 6 9 号）の施行に伴い、条例中所要の事項を改正するため。
2 条例改正の概要	(1) 主な内容 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の事業者に、従事者による児童対象性暴力等を防止する措置等の実施を義務付けるもの。 (2) 施行期日 令和 8 年 1 2 月 2 5 日
3 条例改正に係る根拠法令	学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 6 9 号）
4 条例改正に伴う影響、効果等	乳児等通園支援事業における児童対象性暴力等の防止に必要な措置等を義務付けることで、利用乳幼児の安全確保及び適切な保護を図ることができる。

第 6 5 号議案	瀬戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
担当課・係名	保育課 保育係
1	条例改正の理由 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 2 9 号）の施行に伴い、条例中所要の事項を改正するため。
2	条例改正の概要 (1) 主な内容 満 3 歳以上限定小規模保育事業が創設され、特定地域型保育事業（満 3 歳以上限定小規模保育事業に限る。）に関する基準の整備等を行うもの。 (2) 施行期日等 施行期日を公布の日の翌日及び公布の日とする。
3	条例改正に係る根拠法令 (1) 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 2 9 号） (2) 児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和 8 年内閣府令第 3 号）
4	条例改正に伴う影響、効果等 こどもの保育の選択肢を広げる事業の実施を可能とする。

第 6 6 号議案	瀬戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
担当課・係名	国保年金課 医療福祉係
1 条例改正の理由	マイナンバーカードを活用した医療ＤＸの一環として、デジタル庁が整備する「自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム（ＰＭＨ）」により、医療機関等がマイナ保険証で医療費助成の資格確認が可能となる。 医療費助成のオンライン資格確認の導入に伴い、個人番号の利用に係る新たな事務を定めるに当たり、条例中所要の事項を改正するため。
2 条例改正の概要	(1) 主な内容 特定個人情報を利用する事務に、次に掲げる事務を追加する。 ア 瀬戸市子ども医療費の助成に関する事務 イ 瀬戸市心身障害者医療費の助成に関する事務 ウ 瀬戸市精神障害者医療費の助成に関する事務 (2) 施行期日 令和 9 年 4 月 1 日
3 条例改正に係る根拠法令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 9 条第 2 項
4 条例改正に伴う影響、効果等	医療費助成制度の対象者がマイナ保険証を所持している場合は、マイナ保険証 1 枚で受診可能となり、紙の受給者証を持参する負担が軽減できる。また、医療機関等における医療費助成の資格確認事務等の負担の軽減が図られる。

第 6 7 号議案	瀬戸市企業立地促進条例の一部改正について
担当課・係名	商工観光課 商工金融係
1	条例改正の理由 市内において事業所の新設又は増設を行う企業に対し、瀬戸市企業立地促進条例により奨励措置を講じている。 新たに企業が進出できる産業用地が極めて少ない現状において、市内事業者のニーズを反映した支援施策の充実に軸足を移すとともに、新たな産業用地の創出に注力するため、当該条例における令和 9 年度以降の指定の申請の受付を停止するに当たり、条例中所要の事項を改正するため。
2	条例改正の概要 (1) 主な内容 令和 9 年度以降の新規の指定申請の受付を停止するもの。なお、令和 8 年度までに指定をした事業者に対しては、引き続き要件を満たす場合において、立地促進奨励金及び雇用促進奨励金を交付する。 (2) 施行期日等 その他所要の事項を改正し、施行期日を令和 9 年 4 月 1 日とする。
3	条例改正に係る根拠法令 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号
4	条例改正に伴う影響、効果等 企業支援施策の転換は事業見直しの一つであり、市民ニーズ・社会情勢に応じた新たな取組や公共施設の大規模修繕・施設更新など、持続可能な自治体運営を推進する。

第 6 8 号 議 案	瀬戸市駐車場条例の一部改正について												
担当課・係名	維持管理課 管理係												
1 条例改正の理由 瀬戸市駅前駐車場の使用料を改定するに当たり、条例中所需の事項を改正するため。													
2 条例改正の概要 (1) 主な内容 瀬戸市駅前駐車場の使用料を、次のとおり改訂する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>単位</th><th>料金</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60分まで</td><td>100円</td></tr> <tr> <td>60分を超えるときは、その超える時間について 30分までごとに</td><td>100円</td></tr> </tbody> </table>  <table border="1"> <thead> <tr> <th>単位</th><th>料金</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60分まで</td><td>無料</td></tr> <tr> <td>60分を超えるときは、その超える時間について 60分までごとに</td><td>100円</td></tr> </tbody> </table> (2) 施行期日等 施行期日を令和8年9月28日とし、所需の経過措置を設ける。		単位	料金	60分まで	100円	60分を超えるときは、その超える時間について 30分までごとに	100円	単位	料金	60分まで	無料	60分を超えるときは、その超える時間について 60分までごとに	100円
単位	料金												
60分まで	100円												
60分を超えるときは、その超える時間について 30分までごとに	100円												
単位	料金												
60分まで	無料												
60分を超えるときは、その超える時間について 60分までごとに	100円												
3 条例改正に係る根拠法令 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第4号													
4 条例改正に伴う影響、効果等 当該駐車場において、鉄道駅乗降者の送迎のための利用を促し、付近の路上駐車解消を図る。併せて、入庫から1時間を超えた場合の時間単位について、「30分につき100円」を「60分につき100円」とすることで、駐車場利用者の増加を促し、瀬戸市駅周辺の活性化を図る。													

第 6 9 号 議 案	市道路線の認定について
担当課・係名	維持管理課 管理係
1 議案の概要 市道路線について、以下の2路線を認定するもの (1) 品野56号線 (2) 坂上17号線	

第 7 0 号 議 案	瀬戸市水道事業の設置等に関する条例及び瀬戸市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
担 当 課 ・ 係 名	水道課 経営係 下水道課 経営係
1 条例改正の理由 地方公共団体の業務の簡素化、効率化等を目的として、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 8 年法律第 2 7 号）が公布された。 同法律による改正後の地方公営企業法の施行に伴い、条例中必要の事項を改正するため。	
2 条例改正の概要 (1) 主な内容 「業務の状況を説明する書類」の提出又は作成について、「毎事業年度 1 回」に改める。 (2) 施行期日 令和 9 年 4 月 1 日	
3 条例改正に係る根拠法令 (1) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 8 年法律第 2 7 号）第 5 条 (2) 地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 4 0 条の 2 第 1 項	
4 条例改正に伴う影響、効果等 「業務の状況を説明する書類」のほか、予算・決算の要領等の作成及び公表により、市民への周知を実施しており、業務の状況に関する事務を合理化することができる。	

2 予算関係

- 第 7 1 号議案 令和 8 年度瀬戸市一般会計補正予算（第 5 号）
- 第 7 2 号議案 令和 8 年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 7 3 号議案 令和 8 年度瀬戸市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 7 4 号議案 令和 8 年度瀬戸市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 7 5 号議案 令和 8 年度瀬戸市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 7 6 号議案 令和 8 年度瀬戸市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

3 決算認定関係

- 認定第 1 号 令和 7 年度瀬戸市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2 号 令和 7 年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3 号 令和 7 年度瀬戸市春雨墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4 号 令和 7 年度瀬戸市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5 号 令和 7 年度瀬戸市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6 号 令和 7 年度瀬戸市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 認定第 7 号 令和 7 年度瀬戸市下水道事業会計決算の認定について

4 人事関係

同意第15号 瀬戸市教育委員会委員の任命について（教育部教育政策課）
瀬戸市教育委員会委員の任期満了（令和8年9月30日）に伴うもの

同意第16号 瀬戸市公平委員会委員の選任について（行政委員会事務局）
瀬戸市公平委員会委員の任期満了（令和8年12月14日）に伴うもの

同意第17号 瀬戸市監査委員の選任について（行政委員会事務局）
瀬戸市監査委員の任期満了（令和8年9月30日）に伴うもの

5 報告関係

報告第10号 令和7年度瀬戸市健全化判断比率の報告について
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、
実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を
報告するもの

報告第11号 令和7年度瀬戸市公営企業会計資金不足比率の報告に
ついて
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、
水道事業会計及び下水道事業会計の資金不足比率を報告するもの

報告第12号 令和7年度瀬戸市一般会計予算継続費の精算について
地方自治法施行令第145条第2項の規定により、議会に報告するもの

報告第13号 令和7年度瀬戸市水道事業会計継続費の精算について
地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、議会に報告す
るもの

報告第 14 号 専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会から市長の専決処分事項として指定を受けた損害賠償の額の決定及び和解の専決処分について、同条第 2 項の規定により議会に報告するもの

	専決年月日	事 故 の 概 要	損害賠償の額及び 和解の内容
1	令和 8 年 6 月 1 日	令和 8 年 4 月 8 日みずの坂 4 丁目地内において、クリーンセンターのごみ収集車が粗大ごみを収集するため相手方宅に接近した際、荷台の積載物が相手方カーポートに接触し、当該カーポートが損傷した物損事故	瀬戸市は、相手方に対し、金 49,500 円を支払う。 (瀬戸市過失割合 100%)
2	令和 8 年 6 月 15 日	令和 8 年 5 月 12 日北山町地内において、消防署の救急自動車が緊急走行中、停車中の相手方普通貨物自動車を追い越す際に接触し、当該車両が損傷した物損事故	瀬戸市は、相手方に対し、金 136,070 円を支払う。 (瀬戸市過失割合 100%)

報告第 15 号 専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会から市長の専決処分事項として指定を受けた工事請負契約の変更の専決処分について、同条第 2 項の規定により議会に報告するもの

	専決年月日	工 事 名	契 約 金 額	
			変 更 前	変 更 後
1	令和 8 年 5 月 7 日	陶原小学校外 5 校 屋内運動場（空調 設備設置）工事	339,526,000 円	347,024,700 円
2	令和 8 年 5 月 21 日	水野小学校外 6 校 屋内運動場（空調 設備設置）工事	358,754,000 円	366,252,700 円
3	令和 8 年 5 月 22 日	效範小学校外 6 校 屋内運動場（空調 設備設置）工事	358,349,200 円	365,766,500 円

報告第 16 号 放棄した債権の報告について

瀬戸市債権管理条例第 17 条第 1 項の規定に基づき、債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により議会に報告するもの

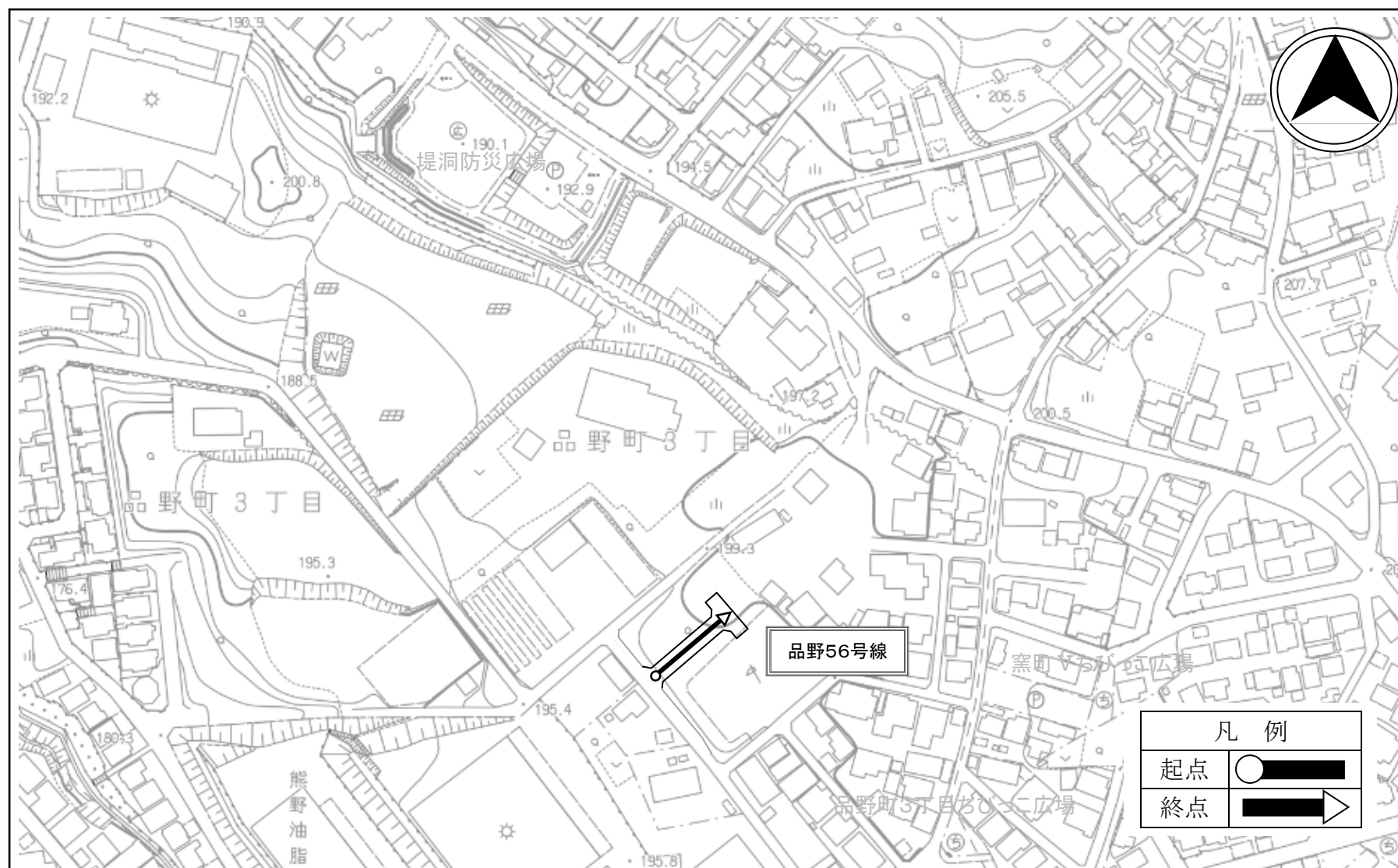
債権の名称	債権を放棄した日	放棄した 債権の件数	金額
水道料金及び手数料	令和 8 年 3 月 31 日	455 件	1,345,510 円

6 提出関係

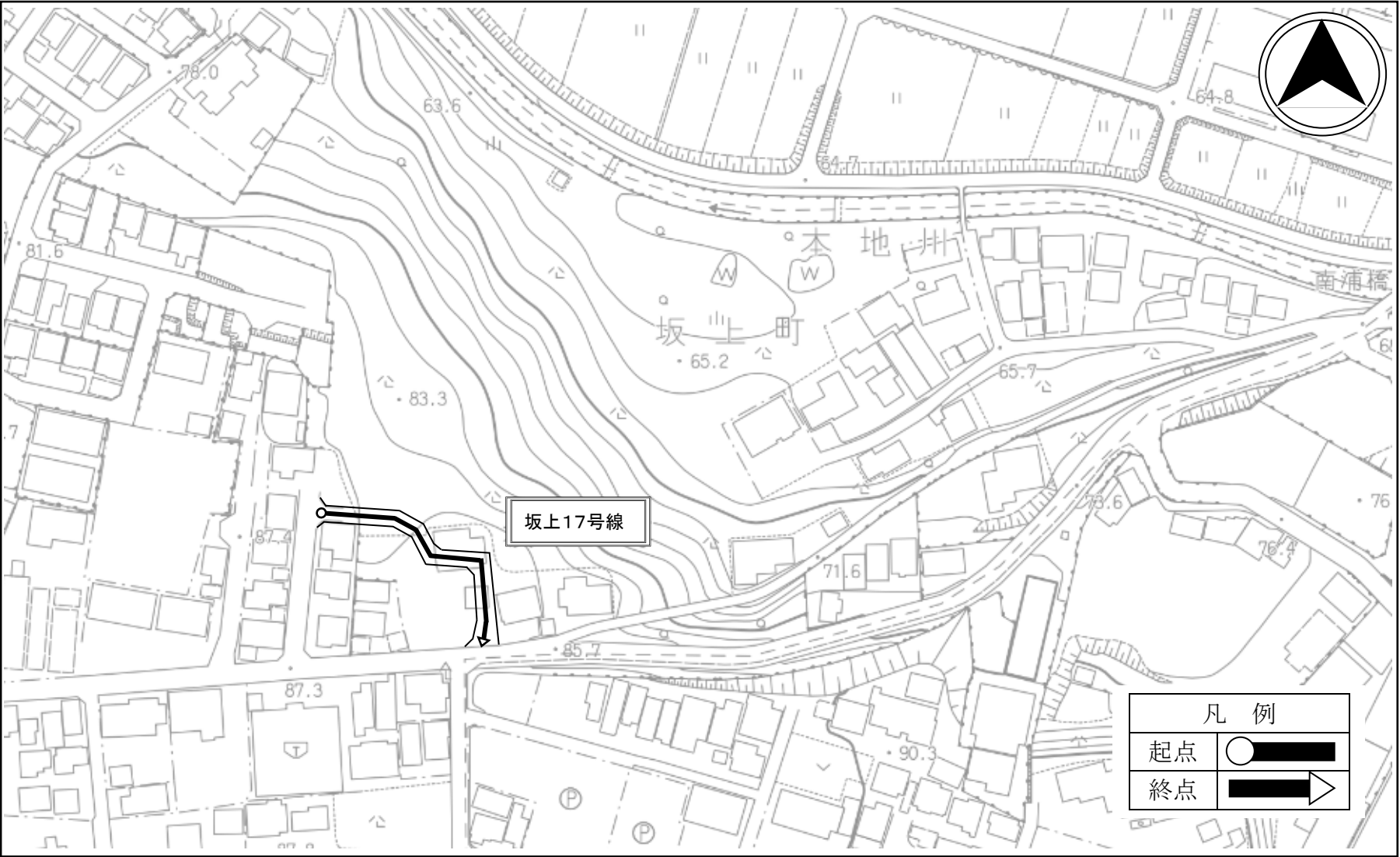
地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、出資法人等について経営状況を説明する書類を提出するもの

- (1) 令和 7 年度瀬戸市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- (2) 令和 7 年度一般財団法人瀬戸市開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- (3) 令和 7 年度瀬戸まちづくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出について
- (4) 令和 7 年度公益財団法人瀬戸市文化振興財団の経営状況を説明する書類の提出について

認定路線図



認定路線図



令和 8 年度 9 月補正予算（案）概要

1 予算概要

(単位：千円)												
	当 初 A	3 月補正 (追加) B	3 月補正 (追加 2) C	6 月補正 D	6 月補正 (追加) E	9 月補正 F	F の 財 源 内 訳				補正後予算額 A+B+C+D+E+F	対前年同期比
							国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源		
一 般 会 計	48,560,000	36,317	▲ 70,479	146,875	8,100	527,692	930,522	19,500	① 2,346	② ▲ 424,676	49,208,505	95.5%
特 別 会 計	26,928,000					61,986	2,275		3,472	56,239	26,989,986	101.5%
国民健康保険事業	10,809,000					720				720	10,809,720	93.4%
介護保険事業	12,853,000					61,182	2,275		3,472	55,435	12,914,182	109.4%
後期高齢者医療	3,266,000					84				84	3,266,084	102.6%
企 業 会 計	10,679,747					1,920				1,920	10,681,667	98.9%
水道事業	5,032,127					1,560				1,560	5,033,687	116.9%
下水道事業	5,647,620					360				360	5,647,980	86.9%
合 計	86,167,747	36,317	▲ 70,479	146,875	8,100	591,598	932,797	19,500	5,818	▲ 366,517	86,880,158	97.7%

①「その他」の説明 ②「一般財源」の説明
・繰入金 2,000 ・繰入金 ▲ 691,979
・諸収入 346 ・繰越金 267,303

2 一般会計

(1) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金関連

(単位：千円)

区 分	事 業 名	補 正 額	財 源 内 訳				目 的 及 び 内 容
			国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源	
民 生 費	保育所管理運営	3,363	3,363				保護者負担を増加することなく栄養バランスや量を確保した給食を提供するため、賄材料費を追加するもの。
	のぞみ学園管理運営	81	81				
農 林 水 産 業 費	施設園芸用燃油価格高騰対策支援金	621	621				生産者を支援するため、県と協調し、施設園芸用燃油等の価格の高騰分に対し支援金を給付するもの。
	配合飼料価格高騰対策支援金	3,790	3,790				
	粗飼料価格高騰対策支援金	600	600				
商 工 費	地域産業振興	1,920	1,920				市内の中小企業を支援するため、経営課題等に対する相談窓口を開設している瀬戸市地域産業振興会議への負担金を増額し、相談体制を強化するもの。
土 木 費	水道事業会計補助金	150,200	150,200				市民や事業者を支援するため、水道事業が行う水道料金の減免に対して補助金を交付するもの（第 6 期分）。 ※第 3 期分から第 5 期分については当初予算で措置済み
教 育 費	学校給食調理	17,419	17,419				保護者負担を増加することなく栄養バランスや量を確保した給食を提供するため、賄材料費を追加するもの。

(2) その他の主な内容

(単位：千円)

区 分	事 業 名	補 正 額	財 源 内 訳				目 的 及 び 内 容
			国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源	
総 務 費	市制施行 1 0 0 周年	2,843	2,843				市制 1 0 0 周年に向けた機運の醸成を図るため、県補助金を受け、1 0 0 0 日前であることを広く周知するイベントを行うもの。
衛 生 費	斎苑施設管理（空調設備更新分）	21,757		19,500	2,000	257	斎苑の利用環境改善のため、経年劣化により故障した空調の更新工事を行うもの。
教 育 費	学校給食支援金	4,296	4,296				やむを得ない事情により恒常的に学校給食を喫食しない児童の保護者を支援するため、県補助金を受け、学校給食費相当額を交付するもの。

(3) 繰越明許費の追加
文化財収蔵等施設整備事業、斎苑施設管理事業

(4) 地方債の追加
斎苑空調設備更新

(5) 上記のほか、駐車場等の利用に係る通勤手当等の補正を行うもの。

3 特別会計

- (1) 介護保険事業特別会計
令和 7 年度の国庫支出金等の精算による返還金並びに保険給付費及び地域支援事業費の増額による補正を行うもの。
- (2) 上記のほか、各特別会計において駐車場等の利用に係る通勤手当等の補正を行うもの。

4 企業会計

- (1) 各企業会計において駐車場等の利用に係る通勤手当等の補正を行うもの。

令和 7 年度 会 計 別 決 算 状 況

(単位：円)

会 計 名			歳 入 総 額	歳 出 総 額	歳 入 歳 出 差 引 額	翌 年 度 へ 繰 越 す べ き 財 源	実質収支額
一 般 会 計			55,241,491,284	53,053,037,477	2,188,453,807	428,348,278	1,760,105,529
特 別 会 計		国 民 健 康 保 険 計 事 業 特 別 会 計	10,671,010,432	10,075,363,692	595,646,740	0	595,646,740
		春 雨 墓 苑 事 業 計 特 別 会 計	13,028,758	13,028,758	0	0	0
		介 護 保 険 事 業 計 特 別 会 計	12,227,375,012	12,184,543,354	42,831,658	0	42,831,658
		後 期 高 齢 者 医 療 計 特 別 会 計	2,828,622,221	2,814,079,091	14,543,130	0	14,543,130
企 業 会 計	水 道 事 業 会 計	収 益 的 収 入 及 び 支 出	2,782,394,419	2,645,206,290	—	—	—
		資 本 的 収 入 及 び 支 出	96,049,800	1,010,394,640	—	—	—
	下 水 道 事 業 会 計	収 益 的 収 入 及 び 支 出	2,381,337,694	2,222,117,956	—	—	—
		資 本 的 収 入 及 び 支 出	3,637,418,737	3,855,809,295	—	—	—

行政委員会委員名簿

令和8年7月20日現在

教育委員会委員（任期4年）

氏 名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
稲垣 遼	R4. 10. 1	R4. 10. 1	R8. 9. 30
大脇 忠	R5. 10. 1	R5. 10. 1	R9. 9. 30
安井 友香	R5. 10. 1	R5. 10. 1	R9. 9. 30
鈴木 紹陶武	R6. 10. 1	R6. 10. 1	R10. 9. 30
加藤 千恵	R6. 10. 1	R6. 10. 1	R10. 9. 30
高橋 積	R7. 10. 1	R7. 10. 1	R11. 9. 30

公平委員会委員（任期4年）

氏 名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
小池 雄三	H27. 7. 6	R5. 7. 6	R9. 7. 5
中嶋 若菜	H29. 9. 30	R7. 9. 30	R11. 9. 29
柴田 朋子	R4. 12. 15	R4. 12. 15	R8. 12. 14

固定資産評価審査委員会委員（任期3年）

氏 名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
伊藤 昌幸	H26. 7. 25	R7. 12. 21	R10. 12. 20
竹本 弘司	R1. 10. 1	R7. 10. 1	R10. 9. 30
林 敏彦	R7. 12. 19	R8. 1. 20	R11. 1. 19
鈴木 洋子	R1. 12. 21	R7. 12. 21	R10. 12. 20
市野 眞知子	R5. 1. 22	R8. 1. 22	R11. 1. 21
浅田 正巳	R6. 4. 1	R6. 4. 1	R9. 3. 31

監査委員（任期4年）

氏 名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
長谷川 利忠	R7. 7. 1	R7. 7. 1	R11. 6. 30
伊藤 勝朗	H22. 10. 1	R4. 10. 1	R8. 9. 30
西本 潤	R8. 5. 11	R8. 5. 11	R9. 4. 30

行政委員会委員名簿

令和8年7月20日現在

選挙管理委員（任期4年）

氏 名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
上川 和子	H28. 12. 24	R6. 12. 24	R10. 12. 23
佐野 嘉崇	R2. 12. 24	R6. 12. 24	R10. 12. 23
井上 順子	R2. 12. 24	R6. 12. 24	R10. 12. 23
寺田 康孝	R6. 12. 24	R6. 12. 24	R10. 12. 23

人権擁護委員（任期3年）

氏 名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
長江 啓子	R8. 4. 1	R8. 4. 1	R11. 4. 1
畔柳 俊雄	H20. 4. 1	R8. 4. 1	R11. 4. 1
矢野 友子	H22. 4. 1	R7. 4. 1	R10. 3. 31
藤本 明伸	H22. 7. 1	R7. 10. 1	R10. 9. 30
可児 麻美	R8. 4. 1	R8. 4. 1	R11. 4. 1
横江 俊次	H25. 4. 1	R7. 4. 1	R10. 3. 31
高島 恵子	H27. 10. 1	R6. 10. 1	R9. 9. 30
大津 菊江	R6. 4. 1	R6. 4. 1	R9. 3. 31
高堰 美知雄	R6. 10. 1	R6. 10. 1	R9. 9. 30
森 重憲	R6. 10. 1	R6. 10. 1	R9. 9. 30
竹川 典子	R7. 4. 1	R7. 4. 1	R10. 3. 31

副市長（任期4年）

氏 名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
大森 雅之	R5. 6. 16	R5. 6. 16	R9. 6. 15

教育長（任期3年）

氏 名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
加藤 正彦	R4. 10. 1	R7. 10. 1	R10. 9. 30

行政委員会委員名簿

令和8年7月20日現在

農業委員会委員（任期3年）

氏 名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
井上 俊英	R5. 7. 20	R8. 7. 20	R11. 7. 19
小澤 早由里	H29. 7. 20	R8. 7. 20	R11. 7. 19
住 珠紀	R8. 7. 20	R8. 7. 20	R11. 7. 19
高島 八十三	R2. 7. 20	R8. 7. 20	R11. 7. 19
長江 和春	R5. 7. 20	R8. 7. 20	R11. 7. 19
作石 正太郎	H29. 7. 20	R8. 7. 20	R11. 7. 19
武田 晴光	H29. 7. 20	R8. 7. 20	R11. 7. 19
藤井 義廣	H29. 7. 20	R8. 7. 20	R11. 7. 19
矢野 洋三	R5. 7. 20	R8. 7. 20	R11. 7. 19
伊藤 憲昭	R2. 7. 20	R8. 7. 20	R11. 7. 19
横道 厚子	H29. 7. 20	R8. 7. 20	R11. 7. 19
中村 征実	R5. 7. 20	R8. 7. 20	R11. 7. 19

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく瀬戸市の健全化判断比率等の報告（概要）

1 令和7年度瀬戸市健全化判断比率の報告について（第10号）

	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準	内容
実質赤字比率	—	11.89%	20.00%	標準財政規模に対して、一般会計等の当該年度の赤字額が占める割合
連結実質赤字比率	—	16.89%	30.00%	標準財政規模に対して、瀬戸市の全会計の当該年度の赤字額が占める割合
実質公債費比率	1.2%	25.0%	35.0%	標準財政規模に対して、瀬戸市の全会計と一部事務組合が支出した公債費が占める割合
将来負担比率	—	350.0%		標準財政規模に対して、瀬戸市の全会計と一部事務組合、土地開発公社等の負債が占める割合

2 令和7年度瀬戸市公営企業会計資金不足比率の報告について（第11号）

	公営企業会計	資金不足比率	経営健全化基準	内容
資金不足比率	水道事業会計	—	20.0%	公営企業ごとの事業規模に対して、資金不足額が占める割合
	下水道事業会計	—		

令和7年度瀬戸市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳				支 出 済 額	左 の 財 源 内 訳				年 割 額 と 支 出 済 額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一 般 財 源		特 定 財 源			一 般 財 源		特 定 財 源			一 般 財 源
					国 県 支 出 金	市 債	そ の 他			国 県 支 出 金	市 債	そ の 他			国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
4 衛生費	3 清掃費	し 尿 処 理 施 設 基 幹 の 設 備 改 良 事 業	5	円 76,600,000	円 1,578,000	円 57,000,000	円 16,000,000	円 2,022,000	円 59,363,400	円 1,574,000	円 43,800,000	円 12,000,000	円 1,989,400	円 17,236,600	円 4,000	円 13,200,000	円 4,000,000	円 32,600
			6	818,366,000	252,448,000	549,200,000	14,000,000	2,718,000	340,925,580	94,092,000	229,600,000	14,000,000	3,233,580	477,440,420	158,356,000	319,600,000	0	▲ 515,580
			7	1,161,034,000	10,719,000	865,800,000	256,000,000	28,515,000	1,603,515,020	168,033,000	1,157,900,000	249,000,000	28,582,020	▲ 442,481,020	▲ 157,314,000	▲ 292,100,000	7,000,000	▲ 67,020
			計	2,056,000,000	264,745,000	1,472,000,000	286,000,000	33,255,000	2,003,804,000	263,699,000	1,431,300,000	275,000,000	33,805,000	52,196,000	1,046,000	40,700,000	11,000,000	▲ 550,000
10 教育費	1 教育総務費	八 幡 小 学 校 長 寿 命 化 改 良 事 業	6	1,412,844,000	479,041,000	856,200,000	53,000,000	24,603,000	856,239,515	315,055,000	441,500,000	70,000,000	29,684,515	556,604,485	163,986,000	414,700,000	▲ 17,000,000	▲ 5,081,515
			7	0					520,360,985	162,943,000	324,300,000	9,000,000	24,117,985	▲ 520,360,985	▲ 162,943,000	▲ 324,300,000	▲ 9,000,000	▲ 24,117,985
			計	1,412,844,000	479,041,000	856,200,000	53,000,000	24,603,000	1,376,600,500	477,998,000	765,800,000	79,000,000	53,802,500	36,243,500	1,043,000	90,400,000	▲ 26,000,000	▲ 29,199,500

令和 7 年度瀬戸市水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画		実 績		比 較			
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳	支払義務発生額	左 の 財 源 内 訳	年 割 額 と 支 払 義 務 発 生 額 の 差	左 の 財 源 内 訳		
					損益勘定留保資金		損益勘定留保資金		負 担 金		
1	1	資本的支出	建設改良費	針原配水場 更新事業		円	円	円	円	円	円
					6	0		0		0	
					7	250,000,000	250,000,000	237,662,700	237,662,700	12,337,300	12,337,300
					計	250,000,000	250,000,000	237,662,700	237,662,700	12,337,300	12,337,300